



1月末、宇部に住む長男夫婦に第二子が誕生し、上の子の世話をすることになりました。3月6日で2歳になるこの子は、日に日に発する言葉が増え、ついさっきまでできなかつたことが突然できるようになったりとその成長振りに驚きと感動の毎日でした。3週間ほど一緒に生活できたおかげで、孫からの呼び名も確立することができました (^ ^ ) /

子どもは、大人がすること・言うことを本当によく見えています。

真似してもらいたい大人でありたいものです。 (記: おかざき)



平成24年度の医療法に基づく定期立入検査もまもなく終了となります。病院の皆さまにはご協力いただきありがとうございました。診療用放射線に関しては医療法及び関係法令に基づき様々な規制により管理されていること、今一度思い起こしてみてください。今回は、医療法施行規則の内容を一部ご紹介します。

～ 医療法施行規則で定められていること ～

《届出》規則第24条から第29条

各装置やR I等の設置、変更及び廃止に関する届出について規定されているもの

《エックス線装置等の防護》第30条から第30条の3

エックス線装置や高エネ装置などの障害防止のための防護基準が定められているもの

《エックス線診療室等の構造設備》第30条の4から第30条の12

エックス線診療室などの隔壁の外側の実効線量が1週間につき1mS v以下となるようしやへいするなど各使用室の防護基準が定められているもの

《管理者の義務》第30条の13から第30条の25

注意事項の掲示や放射線診療従事者等の被ばく防止など医療施設の管理者が遵守しなければならない義務などが定められているもの

《限度》第30条の26から第30条の27

管理区域や敷地の境界に係る線量限度など具体的な基準が定められているもの

『コスモス』専用のアドレスです。

<kitakyushu\_cosmos@yahoo.co.jp>

参加してみようかな～と思った方、上記のアドレスにメールをお願いします。

代表者) 岡崎真弓 北九州市保健所 TEL 522-8726

FAX 522-8774

e-mail: mayumi\_okazaki01@city.kitakyushu.lg.jp

